



佐賀県公報

平成16年
3月31日
(水曜日)
号外第8号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

◎佐賀県歴史的文書の閲覧等に関する規程の一部改正

◎佐賀県未収債権審査委員会設置規程の一部改正
(一五九・総務学事課)一

◎佐賀県消防学校教育規程の一部改正
(二六〇・財政課)四

◎佐賀県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により口頭により
開示請求できる個人情報の一部改正
(二六一・企画調整課)二

◎佐賀県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部改正
(二六三・地域・情報課)二

◎不当な取引方法に係る事業者の公表等に関する規程の一部改正
(二六四・生活文化課)二

◎特定非営利活動促進法の規定による閲覧に関する規程の一部改正
(二六五・〃)三

◎佐賀県同和対策推進協議会設置規程の一部改正
(二六六・人権・同和対策課)三

◎佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱の一部改正
(二六七・商工課)三

◎佐賀県元気企業支援資金融資制度要綱の一部改正
(二六八・〃)一九

◎佐賀県訓練手当支給要綱の一部改正
(二六九・労働課)一九

◎佐賀県鳥獣保護員規程の一部改正
(二七〇・農政課)三

◎佐賀県みつばち飼育調整委員会規程の一部改正
(二七一・畜産課)三

◎佐賀県県営林巡視員規程の一部改正
(二七二・林政課)三

◎佐賀県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部改正
(二七三・〃)二三

◎佐賀県屋外広告物審議会規程の一部改正
(二七四・まちづくり推進課)二五

◎物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することでの
きる者の資格及び資格審査に関する規程の一部改正
(二七八・建築住宅課)二六

◎唐津港臨港地区内の分区の指定の一部改正
(二七五・港湾課)二五

◎鹿島港臨港地区内の分区の指定の一部改正
(二七六・〃)三五

◎伊万里港臨港地区内の分区の指定の一部改正
(二七七・〃)二六

◎佐賀県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程の一部改正
(二七八・建築住宅課)二六

○ 告 示

● 佐賀県告示第二百五十九号

佐賀県歴史的文書の閲覧等に関する規程(平成二年佐賀県告示第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第一条中「総務学事課長」を「総務法制課長」に改める。

第二条を次のように改める。
(歴史的文書の閲覧)

第二条 総務法制課長は、歴史的文書に次に掲げる情報が記録されているときは、当該歴史的文書(当該情報が記録されている部分に限る。)の利用を制限することができる。

一 佐賀県情報公開条例(昭和六十二年佐賀県条例第十七号)第六条第一号に該当する情報

二 佐賀県情報公開条例第六条第二号に該当する情報で、別表に掲げるもの

三 佐賀県情報公開条例第六条第三号から第八号までに該当する情報

2 総務法制課長は、歴史的文書の原本を閲覧させることにより当該原本の汚損又は破損のおそれがあると認められる場合は、当該原本の閲覧を制限する

「ことができる。」

第三条中「閲覧所」を「閲覧室」に、「佐賀県総務部総務学事課内」を「総務法制課内」に改める。

第四条第一項中「閲覧所における」を削り、同項第二号中「午前九時三十分から午後四時三十分まで」を「午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで」に改め、同条第二項中「総務学事課長」を「総務法制課長」に、「閲覧所」を「閲覧室」に改める。

第五条第一項を次のように改める。

歴史的文書の閲覧をしようとする者は、歴史的文書閲覧申請書を提出し、総務法制課長の承認を受けなければならない。

第五条第二項中「総務学事課長」を「総務法制課長」に改める。

第六条中「閲覧所」を「閲覧室」に改める。

第七条中「総務学事課長」を「総務法制課長」に改め、同条第四号中「閲覧所」を「閲覧室」に改める。

第八条を次のように改める。

(複写)

第八条 歴史的文書の複写については、第二条から前条までの規定を準用する。

この場合において、第五条第一項中「歴史的文書閲覧申請書」とあるのは、「歴史的文書複写申請書」と読み替えるものとする。

2 歴史的文書の複写をしようとするものは、実費を納付しなければならない。

第九条を削る。

第十条中「総務学事課長」を「総務法制課長」に改め、同条を第九条とする。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第一条関係)

情報の種類	閲覧を制限することができ る期間
個人の秘密であつて、当該情報を公にするこ とにより、当該個人の権利利益を不当に害す るおそれのあるもの	その作成又は取得の日の属 する年度の翌年度の四月一 日から起算して五十年間
個人の重大な秘密であつて、当該情報を公に することにより、当該個人の権利利益を不当 に害するおそれのあるもの	その作成又は取得の日の属 する年度の翌年度の四月一 日から起算して八十年間

備考 経過年数とは、当該情報が記録されている歴史的文書の作成又は取
得の日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して経過した年数をい
う。

様式第一号を次のように改める。

様式（第5条関係）

歷史的文書閱覽申請書

年 月 日

佐賀県経営支援本部総務法制課長 様

注 簿冊を閲覧する場合は上段に簿冊番号と冊数を、マイクロフィルムを閲覧する場合は下段にリール番号と
巻数を記入すること。

様式第一号及び様式第三号を削る。

附 則

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第二百六十号

佐賀県未収債権審査委員会設置規程（昭和三十九年佐賀県告示第三百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

第二条第二項中「総務部長」を「経営支援本部長」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 委員は、各本部の副本部長、財務課長及び出納局長並びに知事が任命する職員をもつて充てる。

第六条中「総務部財政課」を「経営支援本部財務課」に改める。

附 則

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第二百六十一号

佐賀県消防学校教育規程（昭和三十六年佐賀県告示第三百十三号）の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

第二条中「普通科教育」を「基礎科教育」に改める。

第四条の見出しを「（基礎科教育）」に改め、同条中「普通科教育は、」を「基礎科教育は、任用後経験期間の短い」に改める。

第五条第一項中「消防士長」を「消防司令補」に改める。

第六条第二項中「予防科、機関科、救急科、救助科、指導員科」を「特殊災

害科、予防検査科、危険物科、火災調査科、救急科、救助科及び機関科」に改め、同条第三項中「別に定める科」を「科」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、」を削り、「別に定める課程」を「課程」に改め、同項を同条第四項とする。

第六条の二中「普通科教育」を「基礎科教育」に改める。

第七条の見出し中「修業時間数」を「時間数」に改め、同条第一項中「同条第五項」を「同条第四項」に、「の教科目」を「の標準的な教科目」に、「修業時間数」を「時間数」に改め、同条第二項中「同条第五項」を「同条第四項」に、「修業時間数」を「時間数」に改める。

第十二条第一項第二号中「修業」を「修了」に改める。

第十四条第二項中「修業時間数」を「時間数」に改める。

別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第1(第7条関係)

消防職員に対する初任科教育の標準的な教科目及び時間数

種 目	教 科 目	時 間 数
基 礎 教 育	倫 理	5時間以上
	情 操	4〃
	法 制 通 論	15〃
	消 防 法	12〃
	消 防 制 度	8〃
	服 務 と 勤 務	28〃
	理 化 学	15〃
	小 計	87〃
実 務 教 育	予 防 広 報	20〃
	危 険 物	8〃
	消 防 用 設 備	12〃
	查 察	24〃
	建 築	10〃
	安 全 管 理	12〃
	特 殊 災 害 と 保 安	10〃
	火 災 防 ぎ よ	30〃
	火 災 調 査	15〃
	防 災	22〃
	救 急	50〃
	消 防 機 械 ・ ポンプ	10〃
	小 計	223〃
実 科 訓 練	訓 練 礼 式	50〃
	消 防 活 動 訓 練	80〃
	救 助 訓 練	40〃
	機 器 取 扱 訓 練	50〃
	消 防 活 動 応 用 訓 練	80〃
	体 育	55〃
	小 計	355〃
そ の 他	実 務 研 修	35〃
	選 択 研 修	50〃
	行 事 そ の 他	50〃
	小 計	135〃
計		800〃

別表第2（第7条関係）

消防職員に対する専科教育の科の種別並びにその標準的な教科目及び時間数

科の種別	教科目	時間数
警防科	講話	1時間以上
	警防行政の現状と課題	3〃
	防災	5〃
	警防対策	13〃
	消防戦術と安全管理	14〃
	図上訓練	10〃
	実技訓練	12〃
	事例研究	6〃
	健康管理	3〃
	効果測定	2〃
特殊災害科	行事その他の計	1〃
	講話	70〃
	講話	1〃
	特殊災害の概論	2〃
	危険性物質等に係る基礎知識及び関係法令	15〃
	特殊災害に対する消防活動要領	16〃
	特殊災害における安全管理	5〃
	図上訓練	7〃
	効果測定	2〃
	行事その他の計	1〃
予防査察科	講話	49〃
	講話	1〃
	予防査察行政の現状と課題	2〃
	消防同意	6〃
	査察	24〃
	危険物規制	7〃
	違反処理	14〃
	査察実習	7〃
	事例研究	6〃
	効果測定	2〃
	行事その他の計	1〃
	講話	70〃
	講話	1〃

危 険 物 科	危 険 物 行 政 の 現 状 と 課 題	2 〃
	危 険 物 化 学	5 〃
	危 険 物 規 制	21 〃
	事 例 研 究	4 〃
	効 果 測 定	1 〃
	行 事 そ の 他	1 〃
	計	35 〃
火 災 調 査 科	講 話	1 〃
	原 因 調 査 関 係 法 規	6 〃
	原 因 調 査	25 〃
	損 害 調 査	6 〃
	鑑 定	2 〃
	調 査 実 習	7 〃
	調 査 書 類	14 〃
	事 例 研 究	6 〃
	効 果 測 定	2 〃
	行 事 そ の 他	1 〃
	計	70 〃
救 急 科	救急業務及び救急医学の基礎	50 〃
	応 急 処 置 の 総 論	73 〃
	病 態 別 応 急 処 置	67 〃
	特 殊 病 態 別 応 急 処 置	25 〃
	実 習 及 び 行 事	35 〃
	計	250 〃
救 助 科	講 話	1 〃
	安 全 管 理	21 〃
	災 害 救 助 対 策	21 〃
	救 急	7 〃
	救 助 器 具 取 扱 訓 練	21 〃
	救 助 訓 練	30 〃
	総 合 訓 練	30 〃
	体 育	3 〃
	効 果 測 定	5 〃
	行 事 そ の 他	1 〃
	計	140 〃

別表第3（第7条関係）

消防職員に対する幹部科教育の科の種別並びにその標準的な教科目及び時間数

科の種別	教科目	時間数
初級幹部科	講話	4時間以上
	訓練礼式	2〃
	消防時事	10〃
	消防財政	3〃
	人事業務管理	12〃
	安全管理	6〃
	現場指揮	15〃
	事例研究	15〃
	行事その他の	3〃
	計	70〃
中級幹部科	講話	2〃
	訓練礼式	1〃
	消防時事	4〃
	消防財政	2〃
	人事業務管理	10〃
	安全管理	4〃
	現場指揮	8〃
	事例研究	15〃
	行事その他の	3〃
	計	49〃
上級幹部科	管理職の役割	2〃
	業務管理	3〃
	人事管理	3〃
	危機管理	3〃
	事例研究	8〃
	行事その他の	2〃
	計	21〃

別表第4(第7条関係)

消防団員に対する基礎科教育の標準的な教科目及び時間数

科の種別	教科目	時間数
基礎科	講話	1時間以上
	訓練式	2〃
	組織制度	2〃
	ポンプ操作法	4〃
	火災防御	3〃
	防災	2〃
	救急救助	5〃
	緊急自動車運行管理	2〃
	安全管理	2〃
	行事その他の計	1〃 24〃

別表第5(第7条関係)

消防団員に対する専科教育の科の種別並びにその標準的な教科目及び時間数

科の種別	教科目	時間数
警防科	講話	1時間以上
	火災防ぎよ	4〃
	防災	2〃
	安全管理	2〃
	事例研究	2〃
	行事その他の計	1〃 12〃
機関科	講話	1〃
	道路交通関係法令	1〃
	緊急走行要領	2〃
	ポンプ運用	5〃
	機関整備	2〃
	行事その他の計	1〃 12〃

別表第6（第7条関係）

消防団員に対する幹部科教育の科の種別並びにその標準的な教科目及び修業時間数

科の種別	教科目	時間数
初級幹部科	講話	1時間以上
	訓練式	1〃
	現場指揮	3〃
	防災	2〃
	防災指導要領	2〃
	安全管理	2〃
	行事その他	1〃
	計	12〃
中級幹部科	講話	1〃
	組織制度	1〃
	現場指揮	3〃
	防災	2〃
	安全管理	2〃
	事例研究	2〃
	行事その他	1〃
	計	12〃

附 則

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第二百六十一号

佐賀県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（平成十四年佐賀県告示第百六十六号）の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

表中「厚生部医務課」を「健康福祉本部医務課」に、「厚生部健康増進課」を「健康福祉本部健康増進課」に、「厚生部薬務課」を「健康福祉本部薬務課」に、「厚生部生活衛生課」を「健康福祉本部生活衛生課」に、「経済部産業振興課」を「県土づくり本部河川砂防課」に、「経済部労働課」を「農林水産商工本部労働課」に、「農政部農政課」を「生産振興部農産課」に、「農政部園芸課」を「生産振興部生産者支援課」に、「農政部畜産課」を「生産振興部畜産課」に、「水産林務局漁政課」を「生産振興部水産課」に、「水産林務局林政課」を「生産振興部林業課」に、「厚生部長寿社会課」を「健康福祉本部長寿社会課」に、「総務部人事課」を「経営支援本部職員課」に改める。

●佐賀県告示第二百六十四号

不当な取引方法に係る事業者の公表等に関する規程（昭和六十三年佐賀県告示第五百七十七号）の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

第三条第一項中「消費生活センター所長（以下「所長」という。）」を「くらしの安全安心課長」に改め、「消費生活センターにおいて」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「所長」を「くらしの安心安全課長」に、「第一項」を「前項」に改め、「本庁において指導をする必要があると認める場合は、不当取引事業者指導依頼書（様式第四号）により環境生活局長に依頼するとともに、」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「様式第五号」を「様式第三号」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条第一項中「様式第六号」を「様式第四号」に改め、同条第二項中「様式第七号」を「様式第五号」に改める。

別表第一中「消費生活センター」を「くらしの安全安心課」に改める。
様式第一号中

「佐賀県環境生活局長 国」「佐賀県くらし環境本部 佐賀県消費生活センター所長 国」「くらしの安全安心課長 印」に、「消費生活センターで」を「くらしの安全安心課で」に改める。

様式第一号中

●佐賀県告示第二百六十三号

佐賀県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則（昭和三十九年佐賀県告示第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

第一条中「企画部地域・情報課」を「県土づくり本部土地対策課内」に改める。

「佐賀県知事」

「佐賀県知事
を 佐賀県くらし環境本部 に改める。

佐賀県環境生活局長
佐賀県消費生活センター所長
くらしの安全安心課長」

様式第三号及び様式第四号を削り、様式第五号を様式第三号とし、様式第六号を様式第四号とし、様式第七号を様式第五号とする。

附 則

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第二百六十五号

特定非営利活動促進法の規定による閲覧に関する規程（平成十年佐賀県告示第六百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第二条中「午前九時から午後四時まで」を「午前八時三十分から午後五時十五分まで」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

第六条中「生活文化課長」を「県民協働課長」に改め、同条を第五条とする。

様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条の改正規定（「生活文化課長」を「県民協働課長」に改める部分に限る。）は、平成十六年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第二百六十六号

佐賀県同和対策推進協議会設置規程（昭和四十八年佐賀県告示第五号）の一

部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第三条第二項中「環境生活局長」を「くらし環境本部長」に改め、同条第三項中「総務部長、企画部長、厚生部長、経済部長、農政部長、水産林務局長、土木部長」を「統括本部長、健康福祉本部長、農林水産商工本部長、生産振興部長、県土づくり本部長、交通政策部長、経営支援本部長」に改める。

第六条第二項を次のように改める。

2 幹事は、危機管理・広報課長、人権・同和対策課長、こども課長、私学文

化課長、消防防災課長、地域福祉課長、長寿社会課長、医務課長、健康増進課長、生活衛生課長、雇用対策課長、商工課長、労働課長、生産者支援課長、農産課長、水産課長、建設・技術課長、下水道課長、農山漁村課長、農地整備課長、建築住宅課長、職員課長、税務課長、市町村課長、会計課長、人事委員会事務局副事務局長、教育庁総務課長、教職員課長、学校教育課長、人権・同和教育室長、社会教育課長及び体育保健課長をもつて充てる。

第六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項に規定する者のほか、各本部長及び各部長が指名する者を幹事とする。
附 則

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第二百六十七号

佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱（平成八年佐賀県告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この要綱は、技術力の向上、新分野の事業への進出、大型店舗の進出、

撤退等に対応した経営基盤の強化等の経営革新及び関連企業の倒産又は災害を受けた場合の経営の安定化並びに新たな起業家の育成等の促進を図るための必要な資金（以下「特別対策資金」という。）の融資を促進することにより、県内における活力ある中小企業者の育成及び中小企業者のための特定施策の推進を図ることを目的とする。

第三条の見出し中「対象」を「対象者」に改め、同条第一項中「（別表の独立開業資金（研修教育対策を除く。）にあっては、取得見込みのある者を含む。）に限る。」であつて貸付けの対象者として適当であることについての知事の認定（以下「該当認定」という。）を受けたもの」を「に限る。」に改め、同条第一項中「貸付けの対象者は、当該各号に定める者で該当認定を受けたもの」を「中小企業者は、貸付けの対象者」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「独立開業資金の独立開業対策及びベンチャー育成対策」を「創業支援貸付」に、「独立して」を「開業して」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を削り、同項第四号中「中小企業者」の下に「である会社」を加え、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 別表の組合等共同事業資金に係る貸付け 県内において保険対象事業を行う中小企業社

第六条各号を次のように改める。

- 一 創業支援貸付
- イ 独立開業資金
- ロ 創業資金
- 二 経営革新支援貸付
- イ 経営革新資金
- ロ 新事業展開資金
- ハ 経営基盤強化資金
- ニ 企業立地等資金
- ホ 専用促進資金

三 経営安定化貸付
イ 経営改善資金
ロ 円滑化借換資金
ハ 災害復旧資金
〔第三章 該当認定及び貸付申込み等〕を「第三章 貸付申込み等」に改める。

第七条を削る。

第八条中「商工会議所等」を「その事業所を地区とする商工会議所又は商工会（組合）にあつては、佐賀県中小企業団体中央会。以下「商工会議所等」という。」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第七条とする。

2 前項の規定にかかわらず、貸付けを受けようとする者は、財団法人佐賀県地域産業支援センター（以下「支援センター」という。）が実施する事業との調整を行う必要がある等の場合においては、借入申込書等を支援センターに提出することができる。

3 前項の借入申込書等の提出を受けた支援センターは、その内容を審査し、適當と認めるものについては、商工会議所等へ送付するものとする。

第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、第十二条第一項中「第十条」を「第九条」に改め、同条を第十二条とし、第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

第十五条の見出しを「（報告及び調査）」に改め、同条第一項中「及び融資機関」及び「が別に定めるところにより、センター理事長」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「及びセンター理事長」を「又は支援センター理事長」に改め、「受けた者」の下に「、商工会議所等、融資機関及び保証協会」を加え、同項を第二項とし、同条を第十四条とする。

第十六条中「（経営安定化貸付及び独立開業資金のベンチャー育成対策に限る。）」を削り、同条を第十五条とし、第十七条を第十六条とする。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

資金名	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	保証協会の保証料率	償還方法	保証協会の保証及び物的担保・保証人
創業支援貸付	独立開業資金	開業して中小企業者となろうとする者（事業開始後6月に満たない中小企業者を含む。）で、次の各号のいずれかに該当するものが商工会議所等の指導に基づき必要とする設備資金及び運転資金（以下「事業資金」という。） <ol style="list-style-type: none"> 1 開業しようとする事業と同一の業種に1年以上従事していた者 2 開業しようとする事業に必要な法律上の資格を有する者 3 開業しようとする事業と密接に関連する技能等を公的機関が主催する起業家育成研修又は公的職業能力開発施設における職業訓練等で修得した者 	必要経費の5分の4以内で、1,200万円（運転資金のみの場合は、必要経費の5分の4以内で、600万円）	設備資金10年以内 運転資金7年以内	年7.4パーセント以内 年0.94パーセント以内 無担保年1.01パーセント以内	1 原則として、月賦償還とする。 2 2年以内（運転資金にあっては、1年以内）の据置期間を置くことができる。	原則として、保証協会の保証付きなし、保証協会は、必要に応じ、物的担保又は連帯保証人を徵求することができる。
	創業資金	次の各号のいずれかに該当する者が必要とする事業資金 <ol style="list-style-type: none"> 1 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するも又は2月以内に新たに会社を設立し当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの 2 事業を開始した日以後1年を経過していない個人又は会社（事業を営んでいない個人により設立された会社に限る。） 	自己資金の範囲内で、3,000万円（運転資金のみの場合は、自己資金の範囲内で、1,200万円）	設備資金7年以内 運転資金5年以内		1 原則として、月賦償還とする。 2 1年内の据置期間を置くことができる。	
経営革新支援貸付	経営革新資金	次の各号のいずれかに該当する中小企業者が必要とする事業資金 <ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業経営革新支援法により行政庁から承認を受けた経営革新計画に基づき事業を行う中小企業者 2 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法により都道府県知事から認定を受けた研究開発等事業計画に基づき事業を行う中小企業者 	5,000万円（運転資金のみの場合は、2,000万円） ただし、組合等にあっては、2億円（運転資金のみの場合は、4,000万円）	設備資金10年以内 運転資金7年以内		1 原則として、月賦償還とする。 2 2年以内（運転資金にあっては、1年以内）の据置期間を置くことができる。	
	新事業展開資金	積極的に新分野に進出しようとする次に掲げる中小企業者が必要とする事業資金 <ol style="list-style-type: none"> 1 法律に基づく資格又は独創性若しくは新規性を有するアイディア若しくはノウハウを生かした新事業への進出を図る中小企業者 2 経済環境の変化又は親事業者の事業活動の変化に伴い、事業転換又は新分野進出を行う中小企業者 3 工業所有権等の導入及び自主開発による新製品又は新技術を企業化する中小企業者 	5,000万円（運転資金のみの場合は、2,000万円）				